

13

県たばこ税

この税金は、日本たばこ産業（株）などが、小売店にたばこを売渡すときにかかるもので、たばこを購入するときにその小売価格の中に含まれています。

納める人

製造たばこの製造者（日本たばこ産業株式会社）、特定販売業者（輸入業者）、卸売販売業者



製造たばこの売渡しが → の部分を通過するときに税金がかかります。

納める額

紙巻きたばこ 1,000本につき、1,070円

申告と納税

製造たばこの製造者等が毎月の売渡本数分を翌月末日までに申告し納めます。

※たばこにかかる税金は、購入した販売店の所在する県や市町村の収入となって、地域の発展のために役立てられます。
たばこは県内で買いましょう。

14

ゴルフ場利用税

この税金は、ゴルフ場の利用に対してかかるものです。

納める人

ゴルフ場を利用した人
（この税金は、ゴルフ場の経営者が、ゴルフ場を利用した人から利用料金と一緒に受け取り、県に納めます。）

納める額

1人1日につき400円～1,200円
※ゴルフ場の規模、利用料金などにより、ゴルフ場のコースごとに決められます。

非課税

- 次の場合はゴルフ場利用税がかかりません。
- ① 18歳未満の者、70歳以上の者、障害者がゴルフ場を利用する場合
 - ② 学生、生徒、児童、教員が学校の教育活動としてゴルフ場を利用する場合
 - ③ 国民スポーツ大会の競技（公式練習を含む）としてゴルフ場を利用する場合
 - ④ 国際競技大会の競技（公式練習を含む）としてゴルフ場を利用する場合

申告と納税

経営者が、毎月分を翌月の15日までに申告し、納めます。

市町村への交付

県に納められたゴルフ場利用税額の10分の7に相当する金額が、ゴルフ場のある市町村に交付されます。

15

鉱区税

この税金は、地下の埋蔵鉱物を採掘するという特権（鉱業権）を与えられていることに対してかかるものです。

納める人

県内に金、銀、銅などの鉱区を持っている鉱業権者

納める額

年額200円～600円（面積100アールごと、延長1,000メートルごとに）
※鉱区の種類によって異なります。

申告と納税

- ① 申告は鉱業権の設定、消滅又は変更の日から10日以内です。
- ② 毎年4月1日現在の鉱業権者が、5月20日から5月31日までの間に、県から送付される納税通知書により納めます。
※年の途中で新たに鉱業権を取得したときは県が指定した日までに納めます。

16

狩猟税

この税金は、狩猟者の登録を受け、狩猟できる資格を得ることに対してかかるもので、鳥獣の保護や狩猟に関する費用に充てられます。

納める人

狩猟者の登録を受ける人

納税

狩猟者の登録を受けるときに狩猟税納付書により納めます。
なお、県民税の所得割の納付を要しない人は、その旨を証明する書類を住所地の市区町村から受けて提出してください。

納める額

狩猟免許の種類	区 分	税 額
第一種銃猟免許	①県民税の所得割額の納付を要する者	16,500円
	②県民税の所得割額の納付を要しない者	11,000円
網猟免許	①県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
	②県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円
わな猟免許	①県民税の所得割額の納付を要する者	8,200円
	②県民税の所得割額の納付を要しない者	5,500円
第二種銃猟免許	—	5,500円

- （注）1 ②に該当する者のうち、県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く）に該当する者は、①の税率となります。
2 有害鳥獣捕獲許可に基づく許可捕獲の従事者の狩猟者の登録については、狩猟税の税率は2分の1となります。
3 対象鳥獣捕獲員としての狩猟者の登録又は認定鳥獣捕獲等事業者の従事者としての狩猟者の登録については、狩猟税の課税が免除されます。